

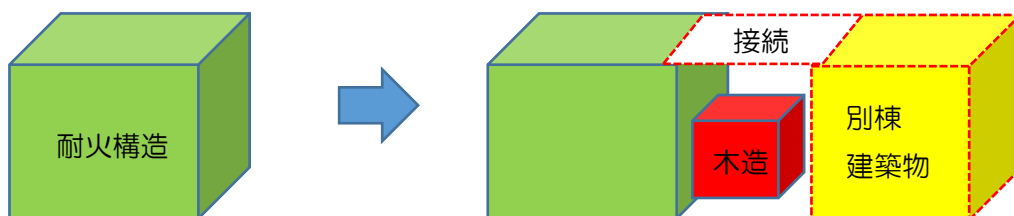
# それ、消防法令 違反かも!!



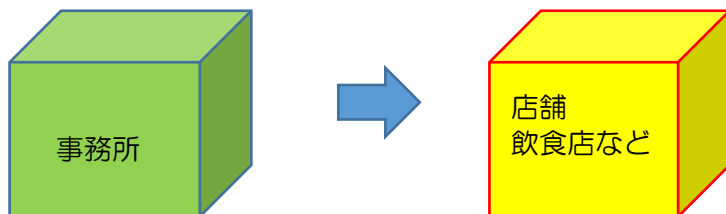
建築物の増改築や用途変更、消防用設備等を変更する場合は、計画段階で、お近くの消防署に事前相談してください。

## (1) 建築物を増改築する場合

例：耐火構造の建築物に木造の建築物を増築する場合  
窓や出入口を塞いだり物を置く場合や内装材を変更する場合  
棟同士を軒、庇などで接続したことで1つの棟となる場合



## (2) 建築物の全部又は一部の用途を変更する場合（テナントの一部を変更する場合も該当）



## (3) 消防用設備等の位置・構造・設備を変更する場合



消防用設備等とは…  
消火器・自動火災報知設備・屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・誘導灯などです。



事前の届出や、新たに消防用設備等の設置が必要となる場合があります。

消防本部	予 防 課	TEL(0940)36-3080(直通)
宗像消防署	本 署	TEL(0940)36-3080(直通)
宗像消防署	赤間出張所	TEL(0940)32-6837
福津消防署	本 署	TEL(0940)43-0521
福津消防署	津屋崎・玄海出張所	TEL(0940)62-3815

まずは相談  
ください

